平成２２年（フ）第３９２号
名古屋市港区港楽３丁目７番24号　ニューコーポ第２港楽601号
破産者　石川たづ子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５２号
愛知県春日井市春見町52番地９　シティイトウビル３ＦＣ号
破産者　レストランおおくらこと　五藤　光昭
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１２号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目22番地５
破産者　黒田　和世
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３４号
名古屋市港区港楽３丁目７番24号　ニューコーポ第２港楽601号
破産者　石川酒店こと　石川　良幸
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３１号
名古屋市守山区白山４丁目702番地　グランドヒル白山４Ａ号
破産者　森田　栄一
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８６７号
大阪市此花区高見３丁目17番24号、開始決定時の住所大阪市住吉区千躰２丁目８番１号703号
破産者　内野まり子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１号
大阪府東大阪市若江南町２丁目10番14号
破産者　弘容製作所こと井本操夫こと　朴　圭洛
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４号
京都市右京区花園鷹司町25番地花園団地９号棟403号室、開始決定時の住所大阪市東成区深江北１丁目９番17―1018号
破産者　山本　　覚
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６４号
大阪府枚方市印田町43番15―101号
破産者　小笠原俊男
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４３号
大阪府東大阪市島之内１丁目４番３―902号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―818号
破産者　西岡　純治
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２３号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―204号
破産者　田村　浩丈
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４６号
兵庫県西宮市高座町12番17号
破産者　綱野　和彦
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６１号
大阪市東住吉区杭全２丁目13番５―103号、前住所大阪市東住吉区杭全２丁目13番５―504号
破産者　坂本　　宏
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０８号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―104号
破産者　太田　　強
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３０号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番７―507号
破産者　藤原三千男
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４号
神戸市兵庫区新開地６丁目１番５―1401号
破産者　寺前　俊彦
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
兵庫県宝塚市向月町13番11号
破産者　内金　和彦
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４０号
兵庫県川西市南花屋敷四丁目13番17号、前住所東京都八王子市鹿島10番地１―402
破産者　植栗　康次
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部